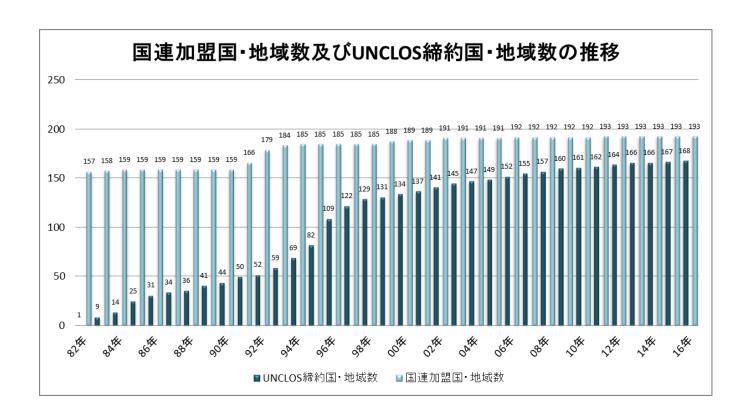
国連海洋法条約と日本

令和2年7月

1 国連海洋法条約(UNCLOS)とは何か?

国連海洋法条約(正式名称: United Nations Convention on the Law of the Sea(海洋法に関する国際連合条約))は「海の憲法」とも呼ばれ、全 17 部 320 条という膨大な本文と 9 つの附属書から成るその内容は、極めて包括的なものになっています。同条約は、10 年間にわたる交渉を経て1982年に採択され、1994年11月に発効しました。2020年7月現在、167の国とEUが締結しており、国連海洋法条約の普遍性は高まっています。しかし一方で、明解でない条文も少なくなく、その解釈が各国の国家実行の積み重ねにゆだねられている部分も残されています。



2 国連海洋法条約がもたらした変化

国連海洋法条約は、いわゆる「*1958年海洋法四条約」等の既存の海洋法を見直し、それらを一本化する形で成立しました。その際、従来とは異なる海洋の制度も生まれました。

まず、新たに「**排他的経済水域**(EEZ: Exclusive Economic Zone)」という海域が設定され、1958 年海洋法四条約では規定されていなかった「領海」の幅員が12海里(注:1海里=1852m)までと 定められました。「狭い領海・広い公海」の二分構成に立つ伝統的な考え方が見直されたのです。

また、1958年海洋法四条約で、海底区域であって水深200mまでであるもの又は開発が可能な限りまでであるものと定められていた「**大陸棚**」の範囲は、国連海洋法条約において領海基線から原則として200海里まで(ただし、200海里を超える場合は一定の条件下で延長可能。)と定められ、また、大陸棚の外の海底及びその下を「**深海底**」とし、その鉱物資源を「**人類の共同の財産**」として国際管理の下に置くという新たな制度が創設されました。

さらに、国連海洋法条約は**強制管轄手続**を原則とする詳細な紛争解決条項を有するとともに、 **国際海洋法裁判所**(ITLOS: International Tribunal for the Law of the Sea)の設置についても規定 しています。

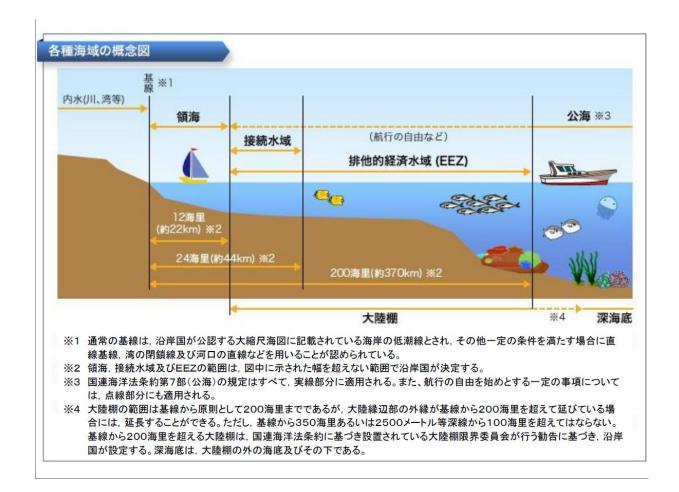
※1958年にスイスのジュネーブで採択された「領海及び接続水域に関する条約(領海条約)」、「公海に関する条約(公海条約)」、「漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約」、「大陸棚に関する条約(大陸棚条約)」の4条約のこと。

	海域区分	大陸棚の限界 強制紛争解決手続	
1958 年海洋法四条約	領海(※1)	水深 200m まで又は開	規定なし
1930 牛海什么四末剂		発可能な限度まで	(任意管轄)
国連海洋法条約	領海(12 海里 まで) EEZ(200 海里 まで) 公海	基線から 200 海里まで	強制管轄手続(※3)
		の海底等 (※2)	+
		それ以遠の海底区域を	国際海洋法裁判所
		「 深海底 」とする	の設置

※1:領海の幅員は決められなかった。

※2:200 海里を超える場合、一定の条件下で延長が可能。

※3:海洋の境界画定紛争等は、宣言により除外することができる。



3 排他的経済水域(EEZ)とは何か?

国連海洋法条約は、従来の「領海・公海」という区分を見直し、新たに「排他的経済水域 (EEZ)」という海域を設定しました。これにより、沿岸国は基線(注:領海、EEZ、大陸棚などの幅を 測定する基準となる線。通常は海岸の低潮線。)から200海里の範囲で排他的経済水域を設ける ことが可能になり、同水域において沿岸国は特定の事項に関する主権的権利や管轄権を有する こととなったのです。

具体的には、沿岸国は、排他的経済水域において、天然資源(生物であるか非生物であるかを問わない。)の探査、開発、保存及び管理、人工島等の設置、海洋の科学的調査、海洋環境の保護及び保全等に関する管轄権を有しています。

一方, 排他的経済水域は, 従来は公海であった海域に沿岸国の管轄権が認められたものであり, 上記のような特定の事項以外については, 公海としての性格が維持されました。つまり, 内陸国を含むすべての国は, 沿岸国の権利義務を害しない限り, 他国の排他的経済水域内において航行, 上空飛行, 海底電線・海底パイプライン敷設等の公海の自由を引き続き有します。

このように考えると、排他的経済水域において沿岸国が有する主権的権利は、特定の事項に 限られた制限的なものとなっており、領海とも公海とも異なる特別の地位を持つ海域として位置づけられています。

海域区分 沿岸国以外(外国) に認められる権利	領海	排他的 経済水域	公海
無害通航権	0	ı	ı
航行の自由	×	O ^{*1}	0
上空飛行の自由	×	O ^{*1}	0
海底電線・パイプライン敷設の自由	×	O ^{*1}	0
漁獲の自由	×	×	0
海洋の科学的調査の自由	×	× **2	0
海洋構築物設置の自由	×	×	0

※1: 但し、沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払わなければならない。

※2:調査実施の6ヶ月前までに沿岸国に通報し、沿岸国の同意を得て実施することとされている。

4 国連海洋法条約の適用・解釈をめぐって加盟国間で紛争が生じた場合、それはどのように解 決されうるのか?

国連海洋法条約は、その適用・解釈をめぐって加盟国間で紛争が生じた場合の解決手続についても、詳しく定めています。

紛争が発生すると、まずは当事国間で交渉、調停等の手段により解決を目指しますが、これらの手段によって解決に至らなければ、国連海洋法条約の規定する裁判手続に進むことができます。国連海洋法条約締約国は、国際海洋法裁判所(ITLOS)、国際司法裁判所(ICJ: International Court of Justice)、仲裁裁判所、特別仲裁裁判所のうち一又は二以上の裁判所による紛争解決手続を受け入れる旨宣言することができ、両紛争当事国が同一の手続を受け入れている場合、いずれかの紛争当事国は相手国を当該裁判所に訴えることができ、相手国はこれに応じなければなりません(強制管轄手続)。また、当事国が同一の裁判所を受け入れていない場合、紛争は仲裁裁判所に付託されます。

なお、国連海洋法条約締約国は、海洋の境界画定に関するものなど特定の種類の紛争について、強制管轄手続を受け入れないことを書面にて宣言することもできます。

国際海洋法裁判所は、常設裁判所として国連海洋法条約に基づき設置されたもので、国連海洋法条約が定める紛争の強制的解決手続における大きな特徴となっています。



ドイツ・ハンブルクにある国際海洋法裁判所(ITLOS)

5 日本にとって国連海洋法条約はどのような重要性があるのか?

日本は、四方を海に囲まれ、「海洋国家」として古くから様々な形で海とのかかわりを持ち続けてきました。日本の領海と排他的経済水域を合わせた面積は約447万平方キロメートルに及び、実に国土面積の約12倍もの広さになります。また、日本は石油、鉄鉱石などのエネルギー資源や原材料の多くを輸入に頼り、それらを加工し輸出することによって経済成長を成し遂げてきた「貿易立国」でもあります。我が国の貿易に占める海上貿易の割合が約99%に達していること(輸出入計、トン数ベース)を考えると、日本の発展・繁栄にとって、海洋秩序の安定は不可欠なものであることが分かります。

さらに、我が国の周辺には、世界的に見ても非常に豊かな漁場がひろがっており、日本はそのような漁業資源を適切に管理・利用する必要があります。また、生物資源のみならず我が国大陸棚の海底資源(マンガン団塊・メタンハイドレート等)を確保するためにも、日本は国連海洋法条約を基礎とする海洋秩序の安定・維持に積極的に貢献する必要があるのです。

(了)